

選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第28条の2から第28条の4までの規定（第30条の12の規定により準用する場合を含む。）に基づき、千葉市の区選挙管理委員会（以下「区委員会」）が管理する選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関し必要な事項を定める。

(閲覧の申出)

第2条 選挙人名簿の抄本の閲覧（以下「閲覧」という。）の申出をする者（以下「申出者」という。）は、あらかじめ閲覧しようとする選挙人名簿を管理する区委員会へ申出書を提出しなければならない。

(登録の確認を目的とした閲覧の申出)

第3条 申出者が法第28条の2第1項に規定する登録の確認を目的として閲覧しようとする場合の申出書は、別記第1号様式によるものとする。

(政治活動を目的とした閲覧の申出)

第4条 申出者が法第28条の2第1項に規定する政治活動（選挙運動を含む。）を目的として閲覧しようとする場合の申出書は、別記第2号様式によるものとする。

2 申出者が公職の候補者となろうとする者（公職にある者を除く。）である場合、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。）第3条の2第2項第1号の規定により申出書に添付する資料は、次に掲げる各号のいずれかのものとする。

- (1) 政治活動用看板の証票の交付が確認できるもの
- (2) 申出者を後援する政治団体の設立が確認できるもの
- (3) 政党等による公認決定を示すもの
- (4) その他、区委員会が適当と認めるもの

3 申出者が政党その他の政治団体である場合、規則第3条の2第2項第2号ロの規定により申出書に添付する資料は、次に掲げる各号のいずれかのものとする。

- (1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「規正法」という。）第9条の規定による直近の会計帳簿の写し
- (2) 規正法第12条の規定による直近の収支報告書の写し
- (3) その他、区委員会が適当と認めるもの

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした閲覧の申出)

第5条 申出者が法第28条の3第1項に規定する政治活動又は選挙に関する調査研究を目的として閲覧しようとする場合の申出書は、別記第3号様式によるものとする。

2 規則第3条の3第2項の規定により申出書に添付する資料は、次に掲げる各号のいずれかのものとする。

- (1) 調査研究の概要・実施体制を示す資料
- (2) その他、区委員会が適当と認めるもの

(閲覧の制限)

第6条 区委員会は、次に掲げる各号のいずれかのものに該当するときは、閲覧を制限することができる。

- (1) 区委員会の事務に支障があると認められるとき
- (2) 複数の申出者が一時に閲覧の申出をし、選挙人名簿抄本の使用が競合するとき

(閲覧の拒否)

第7条 法第28条の2第3項及び第28条の3第3項に規定する閲覧を拒むに足りる相当な理由とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）及びストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第2項に規定するストーカー行為及び第3条の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）の被害者の保護のための措置を受けている者（以下「支援対象者」という。）が記載されている選挙人名簿の抄本について、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者から支援対象者に係る閲覧の申出があったとき
- (2) その他、区委員会が相当な理由があると認めるとき

(閲覧の拒否の通知)

第8条 区委員会は、申出者に対し、閲覧を拒否する場合には、別記第4号様式により通知するものとする。

(閲覧者に対する本人確認)

第9条 規則第3条の2第4項第2号に規定する文書及びその回答書は、別記第5号様式によるものとする。

2 規則第3条の2第4項第2号に規定する区委員会が適当と認める書類は、次に掲げる各号のいずれかとする。

- (1) 健康保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、年金手帳、住民基本台帳カード又は生活保護受給者証
- (2) その他、区委員会が適当と認めるもの

(閲覧の場所及び時間)

第10条 閲覧は、区委員会の執務室又は区委員会の指定する場所において、区委員会の執務時間内（午前8時30分から午後5時30分まで）に行わなければならない。

2 法28条の2第1項に規定する登録の確認を目的とする閲覧で、法第24条第1項各号に定める期間又は期日のうち千葉市の休日に行われる閲覧は、午前8時30分から午後5時までの間に行わなければならない。

(閲覧の方法)

第11条 閲覧者は、選挙人名簿の抄本を丁重に扱い、破損、汚損、加筆等をしてはならない。

2 閲覧者は、閲覧に当たっては、次に掲げる各号の行為をしてはならない。

- (1) カメラ及びカメラ機能付き携帯電話その他の機器による撮影
- (2) 複写機その他の機器による複写
- (3) ファクシミリ機器による送信
- (4) 音響記録機器による録音

3 閲覧は、支援対象者に係る記載を削除した選挙人名簿抄本により行うものとする。
ただし、申出者から特に申出があった場合において、区委員会が支援対象者に係る記載がある選挙人名簿の抄本を閲覧させることについて支障がないと認めるときは、この限りではない。

(閲覧事項の確認)

第12条 区委員会は、閲覧者が閲覧内容を筆記した事項（以下「閲覧事項」という。）と申出書に記載された閲覧対象者の範囲が一致することを確認するものとする。この場合において、一致しないときは、申出書に記載された閲覧対象者の範囲以外の閲覧事項は、抹消させるものとする。

2 区委員会は、閲覧者が筆記した閲覧事項を適宜複写することができる。

(閲覧の中止)

第13条 区委員会は、閲覧者がこの要綱の定めに違反し、又は区委員会の指示に従わない場合は、直ちに閲覧を中止することができる。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧)

第14条 第2条から前条までの規定は、在外選挙人名簿の抄本の閲覧について準用する。

ただし、第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項に規定による閲覧の申出は、それぞれ別記第6号様式から別記第8号様式に準じてしなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する必要な事項は、市選挙管理委員会が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。